

議案第 8 5 号

大口町議会議員及び大口町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

大口町議会議員及び大口町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、令和 4 年 4 月に国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律が改正・施行されたことを踏まえ、本町の選挙運動の公費負担を見直すため必要があるからである。

大口町議会議員及び大口町長の選挙における選挙運動の公費負担に
関する条例の一部を改正する条例

大口町議会議員及び大口町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
(令和2年大口町条例第40号)の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「6,
160円」を「7,040円」に改める。

第8条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第11条中「525円6銭」を「541円31銭」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の大口町議会議員及び大口町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

大口町議会議員及び大口町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約（以下「自動車借入れ契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が<u>16,100円</u>を超える場合には、<u>16,100円</u>）の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,040円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）</p> <p>ウ 略</p>	<p>(選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約（以下「自動車借入れ契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が<u>15,800円</u>を超える場合には、<u>15,800円</u>）の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>6,160円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）</p> <p>ウ 略</p>

新	旧
<p>(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第8条 大口町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第142条第1項第7号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p>	<p>(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第8条 大口町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が<u>7円51銭</u>を超える場合には、<u>7円51銭</u>)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第142条第1項第7号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p>
<p>(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第11条 大口町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、<u>541円31銭</u>にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に155,250円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。))を超える場合には、当該除して得た金額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて100枚以下であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額</p>	<p>(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第11条 大口町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、<u>525円6銭</u>にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に155,250円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。))を超える場合には、当該除して得た金額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて100枚以下であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、</p>

新	旧
<p>を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。</p>	<p>第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。</p>

改正要旨

1 改正の背景

選挙運動の公費負担（選挙公営）につきましては、条例で定める場合に限り、選挙運動の公費負担をすることができるかとされています。本町におきましては、国の基準額を参考に、町としての基準を定め、令和2年12月に大口町議会議員及び大口町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（以下「公営条例」という。）を制定しております。

令和4年4月に国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律が改正・施行されたことにより、選挙運動の公費負担（選挙公営）の額が一部見直しをされました。国の改正内容を参考に公営条例を制定した時の考え方にに基づき、次のとおり改正します。

2 改正の概要

改正の対象は、自動車の借入代、ガソリン代、ビラ作成費用、ポスターの作成費用です。

(1) 選挙運動用自動車の使用に関する費用

公営対象	改正前	改正後	備考
①一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（ハイヤー）	64,500円	64,500円	改正なし
②自動車の借入代	15,800円	16,100円	
ガソリン代	6,160円	7,040円	無投票の場合は1日
運転手代	12,500円	12,500円	改正なし

①、②はどちらか一方しか対象になりません。

ア 自動車の借入代について

国の基準額を上限とします。

イ ガソリン代について

ガソリン代の国の基準は7,700円/日（×選挙運動期間の日数）です。

経済産業省資源エネルギー庁石油製品価格調査によると、レギュラーガソリンの直近1年の平均額が約167円/ℓ（税別）です。

ガソリン単価160円/ℓ、1日1回の給油を概ね40ℓと想定し、

160円/ℓ×40ℓ×1.1=7,040円 としました。

(2) 選挙運動用ビラの作成費用

公営対象	改正前	改正後	備考
選挙運動用ビラ	7.51 円/枚	7.73 円/枚	

令和3年10月執行の町選挙の実績からも、国の基準額が上限として妥当だと考えます。

ビラの頒布枚数の上限が、町長選挙5,000枚、町議1,600枚ですので、

町長 7.73 円 × 5,000 = 38,650 円

町議 7.73 円 × 1,600 = 12,368 円 が上限となります。

(3) 選挙運動用ポスターの作成費用

公営対象	改正前	改正後	備考
企画費の額	155,250 円	155,250 円	改正なし
ポスター掲示場1箇所当たりの加算額	525.06 円/箇所	541.31 円/箇所	

令和3年10月執行の町選挙の実績を踏まえ、企画費の額はそのまま据え置きとします。ポスター掲示場1箇所当たりの額は国の基準額の改正に合わせて改正します。以上からポスター1枚当たりの上限額は

$(155,250 \text{ 円} + 541.31 \text{ 円} \times 75) / 75 = 2,611.3 \text{ 円} \approx 2,612 \text{ 円/枚}$ となります。

3 施行期日

公布の日から施行します。